

議案第 5 5 号

日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例及び  
幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例及び幼稚園の  
設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例及び  
幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

(日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正)  
第 1 条 日出町子どものための教育に関する利用者負担額を定める条例（平成  
2 7 年日出町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等  
に関する条例

第 1 条中「子どものための教育に関する利用者負担額」を「特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用及び法第 8 7 条の規  
定に基づく過料」に改める。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項に定めるもののほか、」を削り、  
同項を同条とする。

第3条第1項中「並びに第28条第2項第1号及び第3号」を「、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める」を「次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げるものに係る教育・保育給付認定保護者 零

ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項(令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第3条第2項を削る。

第4条中「町立幼稚園に係る」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(過料)

第6条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項(法第30条の3において準用する場合及び令附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合及び令附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とする。

附則第2項中「、同項第1号イ及び第2号イ(1)」を「における同項」に改め、「支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」及び「、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として」を削り、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第6条第4項の保育費用の額)

2 法附則第6条第4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、規則で定める。

(幼稚園の設置に関する条例の一部改正)

第2条 幼稚園の設置に関する条例(昭和39年日出町条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幼稚園の設置及び管理に関する条例

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(保育料)

第3条 教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)に該当する幼児であつて幼稚園に在園しているもの(以下「幼児」という。)に係る教育・保育給付認定保護者(同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。)は、当該幼児に係る保育料(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。

- 2 保育料の額は、日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年日出町条例第8号）に定める利用者負担額とする。

（預かり保育）

第4条 幼稚園は、当該幼稚園に在園する幼児を対象に預かり保育（子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に基づいて、通常の保育終了後に引き続き実施する教育・保育をいう。以下同じ。）を実施する。

- 2 預かり保育を利用する幼児に係る保護者は、当該幼児に係る預かり保育料（以下「預かり保育料」という。）を納付しなければならない。

- 3 預かり保育料の額は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 子ども・子育て支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（同法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。）である幼児に係る施設等利用給付認定保護者（同法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。）である保護者 零

（2） 前号に掲げる者以外の保護者 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項第2号に掲げる額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

（保育料の減免）

第5条 町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、第3条第1項に規定する保育料及び前条第2項に規定する預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に受けた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

#### 理 由

国が実施する幼児教育・保育の無償化に伴い、関係条例を整備したいので提出する。